

滋賀県教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項に基づく滋賀県教育振興基本計画の策定にあたり、広く県民、教育関係者、有識者等からの意見や提言を計画に反映させるため、滋賀県教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、滋賀県教育振興基本計画について、必要な事項を協議し、答申を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

学識経験者

市町教育委員会関係者

保護者

学校関係者

委員の公募に応じた者

3 委員の任期は、委員の委嘱の日から1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会には、委員長および副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(関係者の出席要請等)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、関係者に対して会議への出席を要請し、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月16日から施行する。

滋賀県教育振興基本計画策定委員会委員

平成20年6月～平成21年6月

区分	氏名	職名等	性別
学識経験者等	あき 秋 山 もと 元 秀	滋賀大学理事・副学長	男
	やま 山 なか 中 やす 康 ひろ 裕	京都大学名誉教授	男
	たに 谷 くち 久 美 子	特定非営利活動法人CASN代表 滋賀県社会教育委員会議代表	女
	よし 吉 見 しず 静 子	岐阜女子大学名誉教授 滋賀県文化財保護審議会会長	女
	う 宇 の 野 かず 一 え 枝	滋賀県体育協会副会長 滋賀県スポーツ振興審議会副会長	女
	つじ 辻 あつ 淳 お 夫	滋賀経済団体連合会 滋賀経済同友会特別幹事	男
市町教育委員会	いわ 岩 さき 崎 よう 洋 子	滋賀県都市教育長会 栗東市教育委員会教育長	女
	おぎ 荻 た 田 ひさ 久 かず 篤	滋賀県町村教育長会 豊郷町教育委員会教育長	男
保護者	こ 小 まき 巻 お さ み	滋賀県PTA連絡協議会会長 大津市PTA連合会副会長	女
	こ 護 ほう 法 よし 良 のり 憲	滋賀県公立高等学校PTA連合会 県立膳所高等学校PTA会長	男
	もり 森 おか 岡 ゆう 優 子	滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会 県立鳥居本養護学校PTA会長	女
学 校	ほそ 細 かわ 川 ひで 英 子	滋賀県国公立幼稚園長会 大津市立膳所幼稚園長	女
	ふ 文 むろ 室 よし 淑 み 美	滋賀県小学校長会 高月町立七郷小学校長	女
	たか 高 だ 田 り 利 え 江 子	滋賀県中学校長会 野洲市立野洲北中学校長	女
	てら 寺 むら 村 ぎん 一 ろう 郎	滋賀県高等学校長協会 滋賀県立八幡商業高等学校長	男
	う 宇 の 野 まさ 正 のぶ 信	滋賀県特別支援学校長会 滋賀県立聾話学校長	男
	やま 山 だ 田 よし 義 かず 和	滋賀県私立中学高等学校連合会 滋賀短期大学附属高等学校長	男
公募委員	きた 北 むら 村 み 美 え 栄 子	(公募委員)	女
	ふじ 藤 まる 丸 あつ 厚 し 史	(公募委員)	男

計19人(男性 9人(47.4%)・女性10人(52.6%))

滋賀県教育振興基本計画策定委員会会議公開方針（案）

第1 趣旨

この方針は、滋賀県教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」と言う。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開・非公開の取扱

1 委員会の会議は、原則として公開するものとする。

2 次のいずれかの場合にあっては、委員長が委員会に諮って会議を非公開とすることができる。

（1） 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合。

（2） 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合。

第3 会議の開催の周知

委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）に県民生活課県民情報室（以下「県民情報室」という。）ならびに南部振興局、南部振興局甲賀県事務所、各地域振興局および高知県事務所の行政情報コーナーでの掲示ならびにインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

ア 開催日時

イ 開催場所

ウ 議題

エ 傍聴者の定員

オ 傍聴の手続

カ 議事録等の公表の時期および方法

キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

委員会の会議の公開方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

(1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から委員長が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっては、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

(2) 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

(3) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。

(4) 傍聴者は、抽選により決定する。ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

(5) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に会議資料とともに県民情報室に送付して閲覧に供するものとし、併せて必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項については公開しないこととすることができる。

第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が委員会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。

参考:滋賀県情報公開条例第6条(一部要約)

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものまたは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
- (2) 法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

傍 聴 要 領 (案)

滋賀県教育振興基本計画策定委員会

滋賀県教育振興基本計画策定委員会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会時刻の20分前に、会場に設置する受付にお越しください。受付で住所と氏名のご記入をお願いします。
- (2) (1)により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴許可者を決定します。
- (3) (1)により傍聴を希望する者が定員に満たない場合は、定員を満了すまで先着順で傍聴を許可します。ただし、会議の開会時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと
- (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

滋教委教総第572号
平成20年(2008年)6月13日

滋賀県教育振興基本計画策定委員会 委員長 様

滋賀県知事 嘉田由紀子

滋賀県教育振興基本計画の策定について(諮問)

教育基本法の改正や滋賀県基本構想の策定を受けて、新しい時代に向けた本県教育行政の取組を、県民に明らかにしていく必要があることから、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための滋賀県教育振興基本計画を策定したいと考えますので、これについて意見を問います。

(説明)

昭和22年に制定された前教育基本法のもと、戦後、日本の教育水準は飛躍的に向上し、社会経済の発展を支え、安心な生活を実現する原動力となるなど、多くの成果をあげてきました。本県におきましても、この間、高校・大学等への進学希望に応えるため、県立高校等の整備をはじめ、県立大学の設置、私立大学の誘致を進めるとともに、滋賀らしい教育環境の充実に努めてきたところであり、特にびわ湖フローティングスクール「湖の子」に象徴されます実践型の環境学習の推進や、特別支援教育での先進的な取組などは、全国的にも高い評価を得てまいりました。

しかしながら、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、核家族化、地域における人間関係の希薄化など、社会の状況は大きく変化しました。これまで家庭や地域に自ずと備わっていた教育力が低下してきていると言われており、物質的な豊かさが、逆に、子どもたちから目的意識を持って物事に取り組む意欲を減退させているとの指摘もあります。いじめや不登校などの問題が深刻化するとともに、子どもが巻き込まれる事件や事故の多発が暗い影を落としています。加えて、外国籍の子どもたちの教育環境についても課題があります。

これらの今日的な教育課題に対応するため、平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法の全部が改正され、教育の目的および理念ならびに教育の実施に関する基本が定められました。これまでの教育基本法の普遍的な理念は継承し、個人の価値を尊重しつつ、新たに道徳心、自律心、公共の精神など、まさに今求められている教育の理念について、規定されています。

そして、これらの理念を具体化するものとして、同法第17条において、教育の振興に関する施策についての基本的な方針や講ずべき施策等を織り込んだ基本的な計画、いわゆる「教育振興基本計画」を政府が定めることとされ、地方公共団体においても、その地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされました。

そこで、本県においては、同法の改正の趣旨を踏まえ、平成19年12月に策定された「滋賀県基本構想」を上位計画として、教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する「滋賀県教育振興基本計画」を策定したいと考えています。

この計画を基に、子どもたちの「生きる力」をはぐくみ、一人ひとりが能力を最大限に発揮して、幸せや豊かさを実感しながら、明日の滋賀を担う自立した社会人として成長できること、そして、生涯にわたって主体的に学び、学びの成果を自らの生活や仕事に生かすことによって、心豊かでいきいきと自立した人生を築いていく生涯学習社会の実現を目指して、具体的な取組を進めたいと考えております。

以上の点を踏まえ、貴委員会の意見を問うものであります。

(政府の) 教育振興基本計画 策定の経過

【教育改革国民会議】：内閣総理大臣の私的諮問機関

平成12年 3月24日 教育改革国民会議を設置
12月22日 「教育改革国民会議報告 - 教育を変える17の提案 - 」を報告【1】
・ 15の具体的施策とともに、教育基本法の見直しと教育振興基本計画の策定の必要性を提言

【中央教育審議会】：文部科学省に設けられた審議会

平成13年11月26日 中央教育審議会に諮問
15年 3月20日 「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を答申【2】

【与党における検討】

平成15年 5月12日 第1回「与党教育基本法に関する協議会」開催
6月12日 協議会の下に「与党教育基本法に関する検討会」設置
18年 4月13日 第10回「与党教育基本法に関する協議会」開催
・ 「教育基本法に盛り込むべき項目と内容について（最終報告）」を了承・公表【3】
・ 官房長官に最終報告を手交

【政府】

平成18年 4月28日 「教育基本法案」閣議決定、国会へ提出

【国会】

平成18年 5月11日	第164回通常国会	衆議院本会議・特別委員会設置
6月18日		閉会（継続審議）
9月28日	第165回臨時国会	衆議院本会議・特別委員会設置
11月16日		衆議院本会議にて可決
11月17日		参議院本会議・特別委員会設置
12月15日		参議院本会議にて可決・成立

平成18年12月22日 改正教育基本法 公布・施行

【中央教育審議会】

平成19年 2月 6日 文部科学大臣の審議要請を受け、中央教育審議会に教育振興基本計画特別部会を設置
11月 8日 審議のまとめを整理
11月12日～12月11日 意見募集（パブリックコメント）
平成20年 4月18日 「教育振興基本計画について - 「教育立国」の実現に向けて - 」を答申

平成20年 6月 教育振興基本計画 閣議決定・国会報告（予定）

各答申・報告の概要（教育振興基本計画関連部分 抜粋）

【1】教育改革国民会議報告 - 教育を変える17の提案 - （平成12年12月22日）

5. 教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を

教育改革を着実に実行するには、教育改革に関する基本的な方向を明らかにするとともに、教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術基本計画や男女共同参画基本計画のように、教育振興基本計画を策定する必要がある。

基本計画では、教育改革の推進に関する方針などの基本的方向を示すとともに、具体的な項目を挙げ、それぞれにつき、整備・改善の目標や具体的な実施方策についての計画を策定する。具体的な項目としては、例えば、人間性豊かな日本人の育成の視点からは、生涯学習、社会教育、幼児教育、家庭教育、体験学習、学校での奉仕活動、芸術・文化教育、スポーツなど、創造性に富む人間やリーダー育成の視点からは、中高一貫校、大学の施設等の教育・研究基盤整備、プロフェッショナル・スクールや研究者養成型などの大学院整備、若手研究者及び研究支援者の養成・確保、科学研究費、奨学金、私学振興助成など、新しい学校づくりの視点からは、IT教育、英語教育、環境教育、健康教育、障害のある子どものための教育、科学教育及び職業教育、公立学校の教職員配置、教員の研修、公立学校の施設整備、私学振興助成など、グローバル化に対応した教育の視点からは、海外子女教育、学生・生徒・教員など教育のあらゆる分野の国際交流、留学生支援などが考えられる。

過去の教育改革においても、「教育は社会の基盤」「最も基本的社会資本である教育・研究に積極的に投資すべき」と幾度となく言われてきた。少子化が急激に進展し、21世紀は知識社会と言われる中、教育への投資を国家戦略として真剣に考えなければならない。

教育への投資を惜しんで、改革は実行できない。教育改革を実行するための財政支出の充実が必要であり、目標となる指標の設定も考えるべきである。この場合、重要なことは、旧態依然とした組織や効果の上がない施策をそのまま放置して、貴重な税金をつぎ込むべきではないということである。計画の作成段階及び実施後に厳格な評価を実施し、評価に基づき削るべきは削り、改革に積極的なところへより多くの財政支援が行われるようにする。さらに、納税者に対して、教育改革のために税金がどのように使われ、どのように成果が上がっているのかについて、積極的に情報を公開するようにする。

【2】中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（平成15年3月20日）

第3章「教育振興基本計画の在り方について」の概要

1 教育振興基本計画策定の必要性

教育の基本理念や原則の再構築とともに、具体的な教育制度の改善と施策の充実とがあいまって、初めて実効ある教育改革が実現。このため、教育の根本法である教育基本法に根拠を置く教育振興基本計画を策定することが必要。

計画に盛り込むべき具体的施策については、今後、中央教育審議会の関係分科会等において、より専門的な立場から検討を行う。教育基本法改正後、関係府省が協力して、政府全体として速やかに教育振興基本計画を策定することを期待。

2 教育振興基本計画の基本的考え方

(1) 計画期間と対象範囲

計画期間は、おおむね5年間とすることが適当。

計画の対象範囲は、原則として教育に関する事項とし、教育と密接に関連する学術、スポーツ、文化芸術教育等の推進に必要な事項も含む。

(2) これからの教育の目標と教育改革の基本的方向

教育振興基本計画では、教育の目標と、その達成のための教育改革の基本的方向を明らかにすることが必要。

(3) 政策目標の設定及び施策の総合化・体系化と重点化

計画には、国民に分かりやすい具体的な政策目標・施策目標を明記するとともに、施策の総合化・体系化、重点化に努めることが必要。

(計画に位置付ける基本的な教育条件整備の例)

- ・「確かな学力」の育成
- ・良好な教育環境の確保
- ・教育の機会均等の確保
- ・私学における教育研究の振興
- ・良好な就学前教育環境の整備

(考えられる政策目標等の例)

- ・全国的な学力テストを実施し、その評価に基づいて学習指導要領の改善を図る
- ・いじめ、校内暴力などの「5年間で半減」を目指す
- ・子どもの体力や運動能力を上昇傾向に転じさせることを目標に、体力向上を推進する
- ・TOEFL(トーフル)などの客観的な指標に基づく世界平均水準の英語力を目指す
- ・安易な卒業をさせないよう学生の成績評価を厳格化する

(4) 計画の策定、推進に際しての必要事項

教育投資の質の向上を図り、投資効果を高め、その充実を図ることが必要。

国・地方公共団体が責任を負うべき施策を明確にした上で、相互の連携・協力が必要。また、行政と民間との適切な役割分担、連携・協力にも配慮が必要。

政策評価を定期的実施し、その結果を計画の見直しや次期計画に適切に反映することが必要。また、評価結果の積極的な公開が必要。

【3】与党教育基本法改正に関する協議会「教育基本法に盛り込むべき項目と内容について(最終報告)」(平成18年4月13日)

教育基本法改正については、平成12年12月の教育改革国民会議報告における提言を受け、中央教育審議会において議論が行われ、平成15年3月20日には、答申がなされた。

与党においては、教育基本法の重要性にかんがみ、同年5月12日に「与党教育基本法に関する協議会」を発足させ、6月12日には、協議会の下に「与党教育基本法に関する検討会」を設置した。以来、検討会においては、中央教育審議会の答申を踏まえ、通算70回にわたり精力的な議論を積み重ねてきたところである。検討にあたっては、次の4点を前提としてきた。

教育基本法の改正法案は、議員立法ではなく、政府提出法案であること

改正方式については、一部改正ではなく、全部改正によること

教育基本法は、教育の基本的な理念を示すものであって、具体的な内容については他の法令に委ねること

簡潔明瞭で、格調高い法律を目指すこと

このたび、教育基本法に盛り込むべき項目と内容について、与党協議会としての最終的な結論を得て、別添のとおり取りまとめたので、報告するものである。政府においては、本報告を踏まえ、教育基本法改正法案を速やかに取りまとめ、国会に提出するよう要請するものである。

17. 教育振興基本計画

(1) 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。

(2) 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、当該地方公共団体の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこと。

教育振興基本計画について

～「教育立国」の実現に向けて～（答申）【概要】

我が国の教育をめぐる現状と課題

- 子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、家庭・地域の教育力の低下などの課題が発生
- 「少子高齢化」・「環境問題」・「グローバル化」など国内外の状況の急速な変化

教育の果たすべき使命を踏まえ、改正教育基本法において新たに明記された教育の目標や理念の実現に向け、改めて「教育立国」を宣言し、教育を重視し、その振興に向け社会全体で取り組むことが必要

今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
 - ・公教育の質を高め、信頼を確立する
 - ・社会全体で子どもを育てる
- ② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
 - ・高等学校や大学等における教育の質を保証する
 - ・世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する

(5/23 文部科学省原案)

「欧米主要国と土回る教育水準を確保し、公財政支出を対応することにおいて、教育の充実を図ることが必要」

今後10年間を通じて、目指すべき教育の姿を実現するために、必要な予算について財源を確保し、欧米主要国と比べて遜色のない教育水準を確保すべく教育投資の充実を図ることが必要

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

<基本的考え方>

教育に関する政策を横断的に捉え直し、その総合的な推進を図る。その際、各施策を通じてPDCAサイクルを重視し、より効率的で効果的な教育の実現を目指す

(取組全体を通じて重視する考え方)

- ①「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化
- ②「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現
- ③国・地方それぞれの役割の明確化

<施策の基本的な方向>

基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

※ 上述の基本的方向性に基づき、75項目にわたる施策を体系化するとともに【別紙②参照】、それらの施策の中で特に重点的に取り組むべき事項【別紙①参照】を明示

施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画実施における国・地方公共団体の役割、教育に対する財政措置、教育行政に対する国民の参画、新しい課題への対応、進捗状況の点検及び計画の見直し、について記載

特に重点的に取り組むべき事項

◎ 確かな学力の保証

(5/23文科省発表) 255,000人程度

- ・新学習指導要領の円滑な実施を図るために、そのために教職員定数の改善をはじめとする教職員配置、教科書・教材、学校の施設・整備など教育を支える条件整備を着実に実施する
- ・児童の学力・学習状況を把握するため、全国学力・学習状況調査を継続的に実施する

◎ 豊かな心と健やかな体の育成

- ・道徳教育に関して、学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教材が教科書に準じたものとして十分活用されるよう、国庫補助制度を早期に創設する
- ・新学習指導要領により、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うため、我が国や郷土の伝統・文化を継承・発展させるための教育を推進する
- ・子どもたちの体力を上昇傾向に転ずることを目指して、体力の全国的な状況について把握・分析を行い、その結果を踏まえ、学校や地域における体力向上の取組を推進する
- ・全国の小・中・高等学校において、様々な体験活動を行う機会の提供について推進するとともに、読書活動を推進する
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、いじめ等の問題行動等に対する取組を推進する
- ・認定こども園の認定件数2,000件以上を目指し、運用改善など必要な支援を講じる

◎ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

- ・メリハリのある教員給与体系を実現する中でのがんばる教員の処遇の充実、教員養成課程や多様で質の高い人材確保のための採用方法の改善、厳格な人事管理や研修の充実の促進、教員免許更新制が円滑に実施されるよう必要な取組等を行う。
- (5/23文科省発表) 22改善案
- ・教員の子どもと向き合う環境づくりを行うために、必要な教職員定数を措置するとともに、退職教員や経験豊かな社会人などの外部人材の活用、現場のICT化などの取組を支援する

◎ 手厚い支援が必要な子どもの教育の推進

- ・小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」等の作成する
- ・学校内外における相談体制の整備など、不登校の子ども等の教育機会を支援する

◎ 地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり

- ・子育てに関する学習機会や情報の提供などの家庭教育に関する総合的な取組を、関係機関が連携して行えるよう促す
- ・広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくり(学校支援地域本部)の実施を促す
- ・広く全国の小学校区で、放課後等の子どもたちの学習・体験活動等の場づくり(「放課後子どもプラン」)の実施を促す

◎ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進

- ・職場体験学習などのキャリア教育を推進し、すべての専門高校において、職業教育の活性化を促す
- ・大学・短期大学、高等専門学校・専修学校等における実践的な職業教育を促す
- ・大学等と産業界等との連携による取組への支援による大学等における社会人受入れを促す

◎ 大学等の教育力の強化と質保証

- ・学士課程で身に付ける学習成果(「学士力」)の達成等を目指し、厳格な成績評価システムの導入や、教員の教育力の向上のための実効ある取組を全大学等で展開していくよう優れた取組を支援する
- ・国公私を通じた大学間の連携により、各大学等の教育研究資源を有効に活用し、地域貢献等を行う取組を支援する

◎ 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進

- ・世界的な卓越した教育研究拠点の形成を目指し150拠点程度を重点的に支援する
- ・2020年頃の実現を目途として「留学生30万人計画」を策定し、計画的に推進を図り、今後5年間においては、留学生の大幅な増加を目指す

◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

- ・大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性が高い小中学校等施設(約1万棟)について、優先的に耐震化を支援し、計画期間中のできる限り早期に図られるよう要請する
- ・地域のボランティアや関係機関等との連携により、子どもの安全・安心や食育など健やかな心身を育む取組を推進する
- ・就園奨励費、幼児教育無償化の歳出改革にあわせた総合的検討や、奨学金、就学援助、私学助成などを通じ、教育機会の保障を図る

基本的方向に基づき今後5年間に取り組むべき施策について

基本的方向1: 社会全体で教育の向上に取り組む

- ①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる
 - ◇地域ぐるみで学校を支援子どもたちを広く含む活動の推進
 - ◇家庭・地域と一体になった学校の活性化
 - ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり
 - ◇青少年を有害環境から守るための取組の推進
 - ◇関係機関の連携による子供、若者、家庭等に関する支援の推進
 - ◇企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大
- ②家庭の教育力の向上を図る
 - ◇子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進
 - ◇幼稚園等を活用した子育ての支援の推進
- ③人材育成に関する社会の要請に応える
 - ◇地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の推進
 - ◇専門高校等における職業教育の推進
 - ◇大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進
 - ◇産業界・地域社会との連携による人材育成の強化
- ④いつでもどこでも学べる環境をつくる
 - ◇図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進
 - ◇公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり
 - ◇持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進
 - ◇人権教育の推進、社会的課題に対応するための学習機会の提供の推進
 - ◇地域住民に身近なスポーツ環境の整備
 - ◇「学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり

基本的方向3: 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

- ①社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する
 - ◇社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の質の向上
 - ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上
 - ◇高等学校と大学等との接続の円滑化
- ②世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する
 - ◇世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成
 - ◇大学院教育の組織的展開の強化
 - ◇若手研究者、女性研究者等が活躍できる仕組みの導入
- ③大学等の国際化を推進する
 - ◇留学生交流の推進
 - ◇大学等の国際活動の充実
- ④国公私立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する
 - ◇複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組の支援
 - ◇生涯を通じて大学等で学べる環境づくり
 - ◇地域の医療提供体制に貢献するための医師育成システムの強化
- ⑤大学教育の質の向上・保証を推進する
 - ◇事前評価の的確な運用
 - ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上<再掲>
 - ◇大学評価の推進
- ⑥大学等の教育研究を支える基盤を強化する
 - ◇大学等の教育研究を支えるとともに、高度化を推進するための支援
 - ◇大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化
 - ◇時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革

基本的方向2: 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

- ①知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する
 - ◇学習指導要領の改訂と着実な実施
 - ◇総合的な学力向上策の実施
 - ◇教科書の改善
 - ◇全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援等
 - ◇学校現場の創意工夫による取組への支援
- ②規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる
 - ◇道徳教育の推進
 - ◇環境教育の推進
 - ◇伝統・文化等に関する教育の推進
 - ◇勤労観・職業観や知識・技能を幅広く教育(キャリア教育・職業教育)の推進
 - ◇体験活動・読書活動等の推進
 - ◇いじめ等の問題行動等に対する取組の推進
 - ◇不登校の子ども等の教育に対する支援
 - ◇子どもの体力向上に向けた総合的な方策の推進
 - ◇食育の推進、地域の医療機関等との連携による心身の健康づくり
- ③教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる
 - ◇メリハリある教員給与体系の表現
 - ◇教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
 - ◇教員養成・研修等の推進
 - ◇教員免許更新制の円滑な実施
 - ◇教員評価の推進
 - ◇優秀教員表彰の推進
 - ◇指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理
- ④教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する
 - ◇教育委員会の責任体制の明確化
 - ◇市町村への権限の移譲
 - ◇新しい職の設置等による学校の組織運営の改善
 - ◇学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善
 - ◇家庭・地域と一体になった学校の活性化<再掲>
- ⑤幼児期における教育を推進する
 - ◇認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進
 - ◇幼児教育全体の質の向上
 - ◇幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減
 - ◇幼稚園等を活用した子育てへの支援の推進<再掲>
- ⑥特別なニーズに対応した教育を推進する
 - ◇特別支援教育の推進
 - ◇外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の推進

基本的方向4: 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

- ①安全・安心な教育環境を実現する
 - ◇学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の構築
 - ◇地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保
 - ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり<再掲>
- ②質の高い教育を支える環境を整備する
 - ◇学校図書館の整備の推進
 - ◇教材の整備の推進
 - ◇学校の情報化の充実
 - ◇教育に関する研究成果等の蓄積・活用
- ③私立学校教育を振興する
 - ◇私学助成の推進
 - ◇学校法人に対する経営支援
- ④教育機会の均等を確保する
 - ◇奨学金事業等の充実
 - ◇学生等に対するフェローシップ等の経済的支援の推進
 - ◇幼児教育の無償化の検討<再掲>
 - ◇私学助成の推進<再掲>
 - ◇民間からの資金の受入れ促進等のための取組の推進

* 平成20年5月23日に公表した文部科学省案と変更していた部分は、予書きと書き加えていじり。

滋賀県教育振興基本計画策定事業について

1. 事業趣旨

教育基本法の改正や滋賀県基本構想の策定を受け、新しい時代に向けた本県教育行政の取り組みを、県民に明らかにしていく必要があることから、現下の教育課題に対応し、未来を拓く心豊かでたくましい人を育てるとともに、みんなで支えあい自らを高める教育の実現を目指して、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「滋賀県教育振興基本計画」の策定を行う。（教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体の定める教育振興基本計画）

改正教育基本法（H18.12公布・施行）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 滋賀県教育振興基本計画の概要

策定検討期間	平成20年度
計画期間	平成21年度～平成25年度（5年間）
策定主体	滋賀県（合同訓令により滋賀県教育振興基本計画推進本部設置）
策定手続	滋賀県教育振興基本計画策定委員会への諮問・答申 市町との対話（文書往復） 県民政策コメント
計画事項	学校教育、社会教育、高等教育、私学、特別支援教育等

3. 経過（国の動き）

平成18年12月	改正教育基本法の公布・施行
19年2月～20年4月	中教審教育振興基本計画部会で検討
20年4月18日	中教審答申
5月23日	文部科学省原案公表
6月	国の計画の閣議決定・成立【予定】

政府（国）の計画（未確定：H20.5.23公表 文部科学省原案より）

4つの基本的方向

- ・社会全体で教育の向上に取り組む
- ・個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる
- ・教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える
- ・子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

施策の主な項目

- ・学習指導要領の着実な実施
- ・道徳教材の国庫補助制度の創設
- ・認定こども園を105か所 2千か所以上にする
- ・小中学校の校舎1万棟の耐震化
- ・留学生30万人計画を2020年に実現(福田首相の施政方針演説から)
- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%とする
- ・GDPに占める教育への公財政支出の割合を、5.0%を上回る水準を目指す
- ・2万5千人程度の教職員定数の改善

3. 計画策定スケジュール(今年度予定)

- ・平成20年4月 推進本部の設置(要綱)
策定委員会委員の公募(～5月12日まで)

【滋賀県教育振興基本計画策定委員会】

- ・平成20年6月13日 第1回策定委員会(於:滋賀県公館)
 - (1) 滋賀県教育振興基本計画の概要・政府の計画の概要
 - (2) 教育をめぐる現状・課題
 - (3) 策定の考え方・基本方向
- ・平成20年7月 第2回策定委員会
 - (1) 計画の骨子
- ・平成20年8月 第3回策定委員会
 - (1) 素案
- ・平成20年9月 第4回策定委員会
 - (1) 答申案

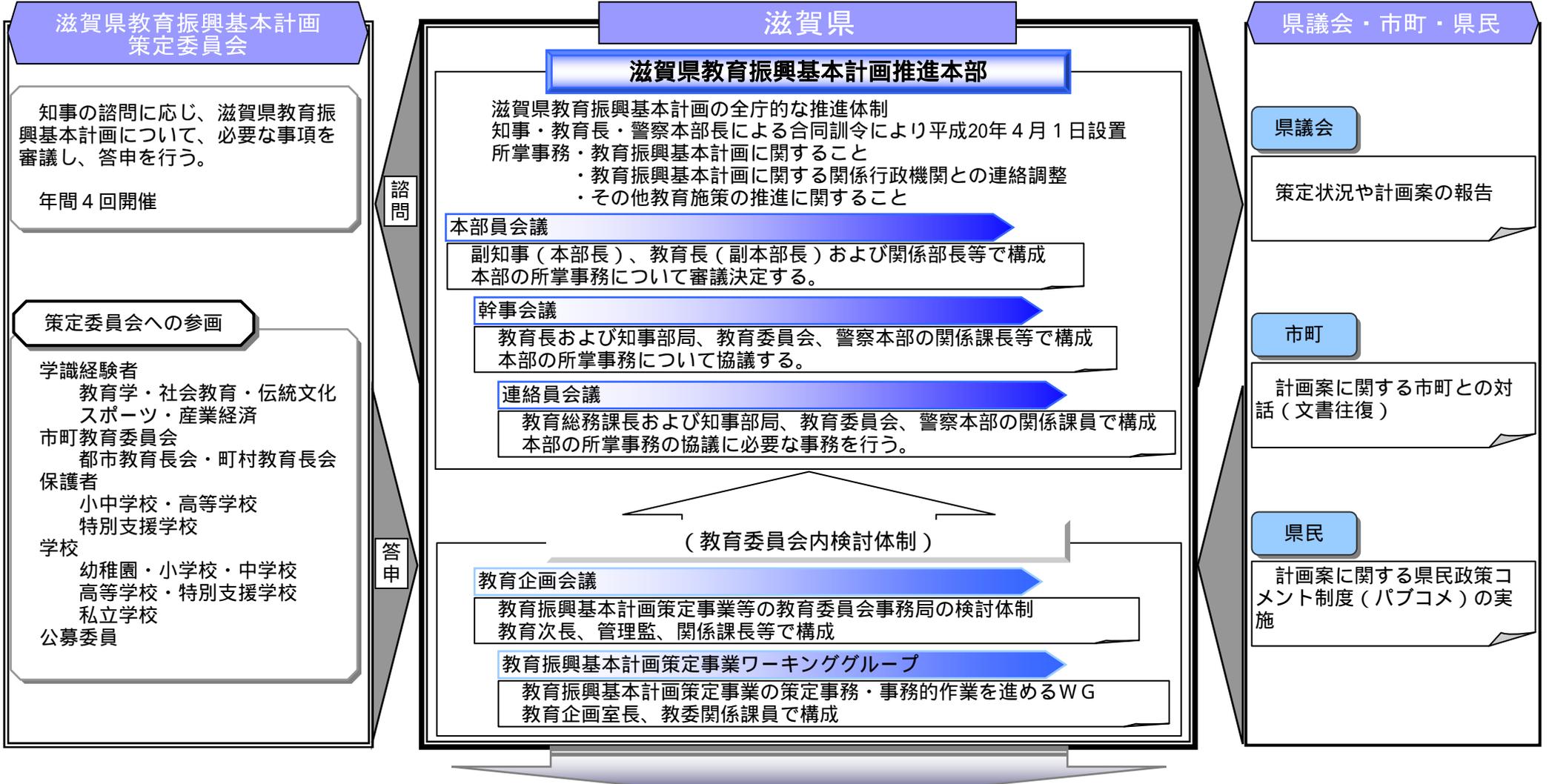
- ・平成20年9月 市町との対話(文書往復)
- ・平成20年10月 県民政策コメント(～11月)
- ・平成21年3月 滋賀県議会へ報告

政府計画の策定の動向により、7月以降の予定は、変更する場合があります。

滋賀県教育振興基本計画策定事業 検討体制

滋賀県教育振興基本計画の概要

本県の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
 策定主体：滋賀県
 計画期間：平成21年度～平成25年度（5年間）



滋賀県教育振興基本計画策定委員会

知事の諮問に応じ、滋賀県教育振興基本計画について、必要な事項を審議し、答申を行う。

年間4回開催

策定委員会への参画

- 学識経験者
 - 教育学・社会教育・伝統文化
 - スポーツ・産業経済
- 市町教育委員会
 - 都市教育長会・町村教育長会
- 保護者
 - 小中学校・高等学校
 - 特別支援学校
- 学校
 - 幼稚園・小学校・中学校
 - 高等学校・特別支援学校
 - 私立学校
- 公募委員

諮問

答申

滋賀県

滋賀県教育振興基本計画推進本部

滋賀県教育振興基本計画の全庁的な推進体制
 知事・教育長・警察本部長による合同訓令により平成20年4月1日設置
 所掌事務・教育振興基本計画に関すること

- ・教育振興基本計画に関する関係行政機関との連絡調整
- ・その他教育施策の推進に関すること

本部員会議

副知事（本部長）、教育長（副本部長）および関係部長等で構成
 本部の所掌事務について審議決定する。

幹事会議

教育長および知事部局、教育委員会、警察本部の関係課長等で構成
 本部の所掌事務について協議する。

連絡員会議

教育総務課長および知事部局、教育委員会、警察本部の関係課員で構成
 本部の所掌事務の協議に必要な事務を行う。

（教育委員会内検討体制）

教育企画会議

教育振興基本計画策定事業等の教育委員会事務局の検討体制
 教育次長、管理監、関係課長等で構成

教育振興基本計画策定事業ワーキンググループ

教育振興基本計画策定事業の策定事務・事務的作業を進めるWG
 教育企画室長、教委関係課員で構成

県議会・市町・県民

県議会

策定状況や計画案の報告

市町

計画案に関する市町との対話（文書往復）

県民

計画案に関する県民政策コメント制度（パブコメ）の実施

滋賀県教育振興基本計画の策定

本県の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画

滋賀県教育振興基本計画 構成（案）

はじめに：滋賀県教育振興計画の策定について

- (1) 策定の経緯
 - ・平成18年12月 教育基本法改正 など
- (2) 性格と役割
 - ・教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の計画
- (3) 計画期間
 - ・平成21年度から25年度までの5年間
- (4) 本計画で取り扱う「教育」の範囲
 - ・学校教育 ・社会教育 ・生涯学習 ・家庭教育 ・幼児期の教育
 - ・学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力 ・教育行政

社会変化
 情報化 国際化
 少子高齢化
 人間関係の希薄化

第1章：教育をめぐる現状と課題

【例】

- (1) 学力
- (2) 体力
- (3) 問題行動
- (4) 体験活動 など

滋賀県の状況

- 【例】(1) 児童生徒数
 (2) 地方分権の進展
 (3) 財政状況 など

第2章 今後10年間に目指す滋賀の教育の姿

【例】

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～

- (1) 子どもたちの「生きる力」をはぐくむ
- (2) 社会全体で子どもの育ちを支える など

第3章 今後5年間に取り組むべき施策と目標

【例】

- (1) 学校教育の推進
 - (2) 安全・安心な学校・地域づくり
 - (3) 家庭と地域の教育力の向上
 - (4) 生涯学習社会づくり
 - (5) 人権教育の推進
 - (6) 生涯スポーツの振興
 - (7) 歴史文化資産の保存と活用
- など
- 教育関連施策を分類、体系化

第4章 計画推進のために必要な事項

【例】

- (1) 教育関連予算の確保
- (2) 教職員定数の改善
- (3) 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力
- (4) 教育行政組織の効率化・事務の簡素化
- (5) 点検評価・進行管理・計画の見直し など